

平成27年度第1回千葉市子ども・子育て会議 議事録

1 日時 : 平成27年10月20日(火) 15時～17時

2 場所 : 千葉市議会棟3階 第2委員会室

3 出席者 :

(1) 委員

宮本みち子委員(会長)、大場隆委員(副会長)、石井愛子委員、大森康雄委員、
奥谷佳子委員、川名笑美委員、友保真紀委員、畠山一雄委員、
原木真名委員、増田和人委員、森島弘道委員、吉田美子委員

(2) 事務局

【子ども未来局】	石井子ども未来局長、松浦子ども未来部長
【子ども未来部こども企画課】	始関課長、鈴木課長補佐
【子ども未来部健全育成課】	藤田課長
【子ども未来部保育支援課】	佐々木課長、秋庭幼児教育・保育政策担当課長
【子ども未来部こども家庭支援課】	大町課長
【子ども未来部保育運営課】	若菜課長、中谷保育所指導担当課長
【保健福祉局健康部健康支援課】	福田課長

4 議題 :

- (1) 会長及び副会長の選任について
- (2) 施設・事業の確認について
- (3) 子ども・子育て支援事業計画における確保方策(「教育・保育」の提供)の進捗状況について
- (4) その他

5 議事の概要 :

- (1) 設置条例に基づき、委員の互選により会長及び副会長を選任した。
- (2) 「施設・事業の確認」について事務局より説明があり、質疑応答、討論の後、了承された。
- (3) 「子ども・子育て支援事業計画における確保方策(「教育・保育」の提供)の進捗状況」について事務局より説明があり、質疑応答、討論の後、了承された。
- (4) 議事録の確定方法について事務局より提案があり、質疑応答、意見交換の後、了承された。
- (5) 次回以降の開催日程について事務局より説明があった。

6 会議の経過：

○鈴木子ども企画課長補佐 では、まだおいでになっていない方もいらっしゃるのですが、定刻となりましたので、ただいまから平成27年度第1回千葉市子ども・子育て会議を開会いたします。

私は、司会を務めさせていただきます子ども企画課課長補佐の鈴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、資料の確認をさせていただきます。委嘱状、座席表、資料2としまして「施設・事業の確認について」、資料3-1「平成28年4月に開園する教育・保育施設等について」、ファイルにとじてありますが参考資料としまして「千葉市子どもプラン」の第1章の抜粋版を机上に配付してございます。資料2と資料3-1につきましては、修正がございますので、今お配りした資料をご使用いただきたいと思います。また、次第と資料1、千葉市子ども・子育て会議委員名簿、資料3-2「確保方策（「教育・保育」の提供）の進捗状況について」につきましては、事前に配付させていただいたものをご覧ください。なお、先ほどのファイルにとじた「子どもプラン」につきましては、次回も使用しますので机上に置いてお帰りください。不足等ございますでしょうか。事前にお配りしたものと本日のもとの混ざっているのですけれども、不足がございましたらその都度事務局にお申しつけください。

また、会議終了時刻ですが、午後5時を見込んでおりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、石井子ども未来局長よりご挨拶を申し上げます。

○石井子ども未来局長 皆様こんにちは。石井でございます。

きょうは、すごくさわやかな天気の中で、私もこの季節が一番好きなんですけれども、若干、朝あるいは晩は寒いかなということもありますが、一番人間が元気になるような春と秋の季節かなというふうに思っています。

さて、今回は、委員の皆様、任期満了でございますので、再度あるいは初めてお願いする方もいらっしゃいます。皆様、お受けいただきまして、どうもありがとうございます。本来であれば、委嘱状については一名一名という形なんですけれども、時間等の都合もございますので、机上配付ということでかえさせていただきたいと思っております。

さて、4月から新制度がスタートしました。新制度に対応すべく私どもの組織も一部改正をいたしまして、DVとか虐待、あるいは里親等に対応いたします健全育成課内にありました子ども家庭支援室を課に格上げをしました。もう一つは、保育と教育と認定子ども園の関係も含めまして一元的に管理・運営していくという形で、担当の課長を新たに設けました。今のところ2つとも、私から見ますとうまく機能しているのかなというふうに思っております。今後ともご支援をいただければと思います。

また、皆様方のおかげで2年連続待機児童ゼロを達成することができました。首都圏では入所待ち児童という方がおりまして、千葉市でも約300名おります。他の政令市は1,000人単位でおりますので、私どもとしては、まだ入れない人がいるじゃないかというお叱りは受けるのですけれども、それなりの努力は実っているのかなと思っています。

ころでございます。待機児童ゼロに向けましても、今後引き締めながら、何年も続けていけるような状況をつくっていききたいなと思っています。

さて、今年度初めての子育て会議ですけれども、私どもとしましては、市議会が6月の第2回定例会と9月の第3回定例会、そして11月の末からは第4回の定例会が始まります。新年度2回の議会におきましても、こども未来局は引っ張りだこで、ものすごい質問の数、あるいは常任委員会に伺い対応をしまりました。これも皆様方のご協力をいただきながら事務方の職員が一生懸命やっておりますので、おかげさまで私のところに上がってくる時には何の心配もなく答弁もできるような状況で進めさせていただいております。

そうした中で、私どもの新規の事業、あるいは今後やっていかなければいけない事業として大きなものが幾つかございまして、一つは子どもルーム、放課後の小学生の過ごし方です。ここについては、この4月に、今まで3年生までをお預かりしておりましたものを、この27年4月に4年生、そして来年の4月に5年生、29年度は最終的に6年生まで拡大していきます。学年が上がるにつれて預かる生徒が少なくなるのですけれども、必要な方もいらっしゃると思いますので、国の制度に沿って6年生まで拡大をしていきたいと思っております。

それと、里親について今回の議会でもかなりの議員に質問されましたけれども、里親についても千葉市が新しい考え方ということで、今までこども家庭支援課と児童相談所が里親対応をしていたのですけれども、行政だけでは限度があるので、民間の皆様方のノウハウを得ながらやっていこうということで、NPOの団体と協働で、里親とはこういう制度ですよというものを広めていくとともに、里親になっていただく皆様方を増やしていこうという活動に新たに取り組みました。これは先進事例として福岡・名古屋等ありますけれども、その辺を勉強しながら千葉市独自の里親制度の拡大に向けて頑張っていきたいと思っております。

それと、児童虐待とDVについては、私どもこども未来局としましては、解決しなければいけない大きな一つの柱でございます。そこで、今まで例えば早期発見につきましては、妊婦さんへの訪問とか健診の対応とか、そこで虐待等について発見をしているような状況だったのですけれども、違う角度から、いわゆる健康部門ではない角度からも何か見つけられないかということで、これは簡単に言うと、地域でということは皆さん知っていると思うのですけれども、なかなか地域で発見するというのは難しいことなので、もうちょっとコンパクトといいますか、「あれっ」というようなアイデアができないかなということで、局内に若手だけでプロジェクトチームをつくりまして、健康部門以外からの早期発見の手法を今年度中に幾つか探し出そうということで動き出しているところでございます。

それから、幼稚園と民間保育園と公立保育所、この連携をさらに強化していこうということで、担当課長も置きましたけれども、それぞれの団体から若手の方々を出していただきまして、これも一つのプロジェクトチームといいますか、相互研修を行うなどの試みを昨年度末からおかげさまで始めることができたところでございます。非常に活発

な意見交換をしていただいておりますので、いい方向に行ってくれているのかなというふうに思っております。

ここまではある程度今年度までに着手しているところでございますが、来年度以降につきましては、DVの関係の強化という形で、各区役所のこども家庭課に置いております婦人相談員をさらに強化していこうと思っております。

それと、今、保育現場が結構大変な状況で、保育園を含めましていろいろな問題がありますので、保育現場の職員の負担を軽くしようということで、保育現場の問題を解決しようということで、弁護士さんとかいろいろ入ってもらいまして、訪問型で取り組んでいこうかなと思っております。

最後に最近新聞をにぎわしております貧困・母子家庭等の問題がありますけれども、この問題については我々千葉市も先進市の一つだと思っておりますので、その点につきまちは頑張っていきたいと思っております。

子どもの施策全てを網羅しているわけではございませんので、もしこのようなこともありますよというようなお話をいただければ、私どもこども未来局で考えていきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いを申し上げます。

また、局長はあのときこんなことを言っていたけど、ここを教えてくださいという話があれば、どうぞ私の部屋に来ていただければと思っております。

さて、きょうは教育・保育の量の見込みと確保方策、施設及び事業の要点の考え方をお話しするとともに、今年度新たに整備いたします施設・事業等を盛り込んだ平成28年度、来年度に向けました確保方策や進捗状況をお示しさせていただきます。ぜひ皆様方の活発なご意見をいただければと思っております。それでは、よろしくお願ひします。

○鈴木こども企画課長補佐 続きまして、委員の改選がございましたので、委員の皆様をご紹介させていただきます。お手元の資料1、委員名簿をご用意ください。では、お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立ください。

まず初めに、保護者の立場でご参加いただきます石井愛子委員でございます。

○石井委員 本年度から2年間、保護者の立場として皆様に私を通して多くの保護者の意見をお伝えできればと思っております、石井愛子と申します。私にも子どもがおりますので、私を通して、現場のリアルな保護者の声を皆様にお伝えできればと思っております。どうぞ2年間よろしくお願ひいたします。

○鈴木こども企画課長補佐 次の東京家政大学、榎沢良彦委員におかれましては、本日欠席でございます。

続きまして、社会福祉法人千葉市社会福祉協議会常務理事、大場隆委員でございます。

○大場委員 社会福祉協議会、大場でございます。昨年に引き続きよろしくお願ひいたします。

○鈴木こども企画課長補佐 続きまして、千葉市保育協議会会長の大森康雄委員でございます。

○大森委員 昨年度までの吉江会長の後任といたしまして、この4月から千葉市保育協議会の会長となりました。蘇我駅前にあります今井保育園の大森と申します。どうぞよろ

しくお願いいたします。

○鈴木こども企画課長補佐 続きまして、子どもの保護者の立場でご参加いただく奥谷佳子委員でございます。

○奥谷委員 初めまして。奥谷です。子どもは、これまで保育所、子どもルームのほうでお世話になりました。昨年度まで公立幼稚園で十数年、幼稚園の教諭を務めてまいりましたので、両方の立場から意見が言えればいいなと思って参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

○鈴木こども企画課長補佐 次の連合千葉・中央地域協議会の小倉和也委員におきましては、本日欠席でございます。

続きまして、子どもの保護者のお立場でご参加いただきます川名笑美委員でございます。

○川名委員 初めまして、川名笑美と申します。私も働いておりますので同じ保育園に通う、働いているお母さんの声ですとか、公園に行った時などに、専業主婦のお母さんの声などをよく耳にしますので、何か役に立つような意見をこちらで言えればと思っています。よろしく申し上げます。

○鈴木こども企画課長補佐 次のNPO法人ファザリング・ジャパン元理事、久留島太郎委員におかれましては、遅れてくる旨の連絡をいただいております。

次の植草学園短期大学、佐藤慎二委員におかれましては、本日欠席でございます。

続きまして、子どもの保護者の立場でご参加いただく友保真紀委員でございます。

○友保委員 友保と申します。よろしく申し上げます。子どもが来年から小学生になりますので、これからどうなっていくのかなど興味がありまして、何かお役に立てることがあればと思い、参加させていただきました。よろしく申し上げます。

○鈴木こども企画課長補佐 続きまして、公益社団法人千葉市幼稚園協会会長の畠山一雄委員でございます。

○畠山委員 畠山です。よろしく申し上げます。

○鈴木こども企画課長補佐 続きまして、全国病児保育協議会理事の原木真名委員でございます。

○原木委員 よろしく申し上げます。緑区でポピンズルームという病児保育をやっておりまして、病児保育協議会の理事もやっております。小児科医でもあり、千葉市医師会の嘱託医部会の会長もやっております。いろいろな意味で保育所とか保育園とすごく深くかかわっておりまして、行政の方とお話する機会もございますけれども、子どもたちの味方になってお役に立てればと思います。よろしくお願いいたします。

○鈴木こども企画課長補佐 次の、イオンリテール株式会社人事部長の細田昌幸委員におかれましては、本日欠席でございます。

続きまして、学校法人増田学園千葉女子専門学校附属聖こども園理事長の増田和人委員でございます。

○増田委員 増田です。よろしく申し上げます。この4月から同じ敷地の中にあった保育園と幼稚園が合併いたしまして、認定こども園となりました。おおむね保護者の方々

からいい評価をいただけているのかなと思っております。今後ともよろしく願いいたします。

○鈴木こども企画課長補佐 続きまして、放送大学副学長の宮本みち子委員でございます。

○宮本委員 宮本でございます。去年に続いて、今年もよろしく願いいたします。私は社会学でずっと若者の問題を研究しておりましたが、去年は内閣府の子どもの貧困対策に関する検討会に参加しておりました。今年例えば先進自治体の足立区などでも、子どもの貧困対策の実施というようなことに関わっております。どうぞよろしく願いいたします。

○鈴木こども企画課長補佐 続きまして、一般社団法人全千葉県私立幼稚園連合会常任理事の森島弘道委員でございます。

○森島委員 森島でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○鈴木こども企画課長補佐 次の公益社団法人千葉市民間保育園協議会会長の山崎淳一委員におかれましては、遅れてくる旨連絡を受けております。

続きまして、千葉市子育て支援館館長の吉田美子委員でございます。

○吉田委員 皆さん、こんにちは。今年度もまた委員になりましたので、よろしく願いします。子育て支援館は毎日大勢の親子さんが見えまして、遊んだり、相談したり、ともに子育てをしていこうということで毎日スタッフと仕事をしております。小さいお子さんがいらっしゃる方もいるようなのでぜひ遊びにいらしていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いします。

○鈴木こども企画課長補佐 ありがとうございます。

なお、本日は、出席委員は14名でございますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。

こども未来局長の石井でございます。

○石井こども未来局長 よろしく願いします。

○鈴木こども企画課長補佐 こども未来部長の松浦でございます。

○松浦こども未来部長 よろしく願いいたします。

○鈴木こども企画課長補佐 こども企画課長の始関でございます。

○始関こども企画課長 よろしく願いいたします。

○鈴木こども企画課長補佐 保育支援課長の佐々木でございます。

○佐々木保育支援課長 よろしく願いいたします。

○鈴木こども企画課長補佐 保育支援課幼児教育・保育政策担当課長の秋葉でございます。

○秋庭幼児教育・保育政策担当課長 よろしく願いします。

○鈴木こども企画課長補佐 健全育成課長の藤田でございます。

○藤田健全育成課長 よろしく願いいたします。

○鈴木こども企画課長補佐 こども家庭支援課長の大町でございます。

○大町こども家庭支援課長 どうぞよろしく願いいたします。

○鈴木こども企画課長補佐 保育運営課長の若菜でございます。

- 若菜保育運営課長 よろしくお願いいたします。
- 鈴木こども企画課長補佐 保育運営課保育所指導担当課長の中谷でございます。
- 中谷保育所指導担当課長 よろしくお願いいたします。
- 鈴木こども企画課長補佐 保健福祉局健康部健康支援課長の福田でございます。
- 福田健康支援課長 よろしくお願いいたします。
- 鈴木こども企画課長補佐 それでは、議事に入らせていただきます。

最初に、議題（１）「会長及び副会長の選任」でございますが、会長が決まりますまでの間、石井こども未来局長が議事の進行を務めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

- 鈴木こども企画課長補佐 それでは、石井局長、よろしくお願います。
- 石井こども未来局長 それでは、よろしくお願います。それでは、進行役を務めさせていただきます。

議題１「会長及び副会長の選任について」でございますが、千葉市子ども・子育て会議設置条例第４条の規定によりまして、会長及び副会長は委員の互選という形になっておりますので、委員の皆様方のご意見をいただきたいと思いますが、それでは、よろしくお願います。

森島委員。

- 森島委員 昨年度に引き続きまして、幅広い経験をお持ちで、なおかつ豊かな知識をお持ちの宮本先生にぜひお願いたしたいと思います。また、昨年度、大場委員さんに副会長としてサポートいただいておりますので、今年もぜひお願いたと思いますが、いかがでしょうか。
- 石井こども未来局長 ただいま森島委員より会長に宮本委員、副会長に大場委員というご意見がありましたが、皆様いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

- 石井こども未来局長 ありがとうございます。それでは、宮本委員が会長、大場委員が副会長ということで、よろしくお願います。

なお、任期につきましては、条例上特に記載はございませんが、委員の任期と同様とさせていただきます。

それでは、これからの進行は会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

- 鈴木こども企画課長補佐 それでは、席をお移りください。

（会長・副会長、座席移動）

○鈴木こども企画課長補佐 それでは、宮本会長、大場副会長より、就任のご挨拶をお願いいたします。

○宮本会長 ただいまご指名をいただきました。微力でございますけれども、今年度も会長を務めさせていただきます。

先ほど局長のほうから、ご説明がございましたけれども、昨年1年間、この委員会でも、かなり集中して検討し、この4月から実際に制度がスタートしたということで、今日はそのあたりのお話が伺えると思います。

また、局として大変ご尽力いただいて体制を整えてきておられるという感じがしておりますので、この委員会もその進捗を見せていただきながら、より進展していくようお互いに意見を出し合えればというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○大場副会長 社協の大場でございます。ご指名でございますので、昨年に引き続き、宮本会長さんをお手伝いしながら円滑な運営のお手伝いをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

私ども社会福祉協議会は、主に子どもルームの運営を市から受託しておりますので、そういった面でもこの会議にもいろいろかかわりがございますので、よろしくお願いいたしますと思っております。

○鈴木こども企画課長補佐 ありがとうございます。

これからの議事進行につきましては、宮本会長をお願いいたします。

○宮本会長 それでは、早速議事を進めたいと思います。

議題の(2)「施設・事業の確認について」、事務局からご説明をお願いいたします。

○秋庭保育支援課幼児教育・保育政策担当課長 それでは、改めまして保育支援課担当課長の秋庭でございます。議題(2)の「施設・事業の確認について」、ご説明させていただきます。お手元の資料2「施設・事業の確認について」をご覧ください。

この施設・事業の確認についてですが、利用定員の設定、確認については、この会議の大きな役割ともなりますので、まず初めに確認制度の概要を、次に、本会子ども・子育て会議と確認制度における役割をご説明いたしまして、それを踏まえて最後に、具体的にどのような手続の流れで確認を行うかについてご説明させていただきます。

それでは、資料を1枚おめくりいただきまして1ページでございます。初めに確認制度の概要をご説明いたします。大きな1番、「新制度における確認制度」ですが、(1)の「給付制度」と大きく関係します。この子ども・子育て支援新制度におきましては、教育・保育を提供する施設・事業に対する財政支援として給付制度というものが導入されております。給付の種類につきましては、下のほうに書いてありますが、区分1で大きく教育・保育施設と地域型保育事業に分かれておりまして、それぞれ認定こども園から始まりまして居宅訪問型事業、それから、給付の種類は施設型給付と地域型保育給付と分かれておりまして、また、利用可能な支給認定区分としましては、1号認定、2号認定、3号認定と分かれています。この辺については、細かい説明は割愛させていただきます。

ページをおめくりいただきまして2ページでございます。(2)「確認とは」ですが、

先ほどの給付を施設が受けるためには、千葉市が行います認可を受けるとともに、千葉市も含めてですが市町村から確認というのを受ける必要があります。(ア)のところに書いてあるとおりですが、(イ)の部分で、確認の際には認可に係る定員を踏まえまして利用定員というものを設定いたします。認可でも定員というのは決めるのですが、実際に給付を受ける利用定員をこの確認の中で決めます。

(ウ)と、この表については説明を割愛いたしまして、次のページ3ページをお開きください。

この利用定員ですけれども、第2段落のところ、公定価格、給付の金額は、利用定員に応じた金額になります。下の表をごらんください。まず、1号認定、4歳以上児ですけれども、表の真ん中辺、46人から60人の定員区分だと、子ども1人当たり、ひと月3万180円になりますけれども、これがその区分ごとに2万7,880円、2万6,310円というように、定員が増えると児童1人当たりの単価というのは下がっていきます。逆に、36人から45人、26人から35人というふうに定員が減ると、3万4,090円、4万940円というように単価は上がります。これは、例えば、定員が異なっても施設長の数は1人であるなど、人数に応じて単価が変わるものと、人数に応じて単価が変わらないもの等がありますので、人数が多ければ多いほど単価は低くなります。したがって、この利用定員の設定というのは給付に直結するものですから、非常に大切なものになってくるということがございます。ちなみに、2号認定、3号認定につきましてもこの単価の考え方は同様です。

ページをおめくりいただきまして、4ページです。ここからは、子ども・子育て会議と確認制度の関係についてご説明いたします。

まず、(1)番の「設定の原則」ですが、利用定員というのは、認可に係る定員と基本的には同じになりますが、認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映して設定することができます。

2段落目ですけれども、定員の設定と子ども・子育て支援事業計画の策定・変更・進捗管理というのがこの会議の一つの大きな役割でございますので、利用定員の設定に当たりましては、この地方版子ども・子育て会議での意見聴取というものが法律上義務づけられておりまして、市町村事業計画との関係性等につきましてお諮りする必要があると思います。

(2)番です。では、この利用定員の設定に当たってどのようなことを考えなければいけないのかというのを幾つか記載しております。まずは、アとして、「認可・認定定員との関係」でございます。このアンダーラインを引いてあるところが太字になっていますが、市町村事業計画で定められた提供区域ごとの量の見込みを上回る場合には、認可・認定しないことができる。言い方を変えますと、確認をしないことができるということになります。

ページをめくっていただきまして、5ページです。もう一点、論点ですけれども、イのところ。利用状況との関係ですが、実際の利用者数が恒常的に認可定員を下回る状況にある施設につきましても、認可定員にかかわらず実際の利用者、それから、今後

の見込み等を勘案して当該施設の利用定員を定めることができるとされております。例えば定員が300人でも実際に入っているお子さんの数が150人程度であれば、150人で確認ということもできるということでございます。

実際に（ア）のところ、1号認定に関しては、千葉県こどもプランにおきましての最終年度である31年度まで受け皿を確保している一方で、一部幼稚園において、現員が認可定員を下回る状態にあります。今後は保育所等でも場所・地域によっては、そういった施設が発生する可能性がございます。

ちょっと飛ばしまして大きな論点の3番目ウですけれども、認可及び利用者募集のスケジュールとの関係でございます。一言で申しますと、最終的に確認あるいは認可事務を行うのは整備年度の年度末となり、認可などの日付は次該年度の4月1日で行うという事務スケジュールでやっております。しかし、実際にお子さんの入所申込みの受付を開始するのは、保育所であれば11月から、幼稚園・認定こども園等の1号認定児童であれば10月からということになりますので、それに間に合うように事業者の認可に係る審査を私どものほうでその都度やっております。

5ページの下の方に「27年度の募集スケジュール」という表がございまして、募集期間、決定時期がそれぞれ書いてあります。決定時期は、7月、9月、10月とございますが、その都度、社会福祉審議会のほうにお諮りしまして、委員の皆様にご意見をいただいて、認可が適当か否かというのをこの時々で決めております。言い方を変えますと、この時々にご様子にお集まりいただきまして、今回この人数で利用定員の設定をしてよろしいでしょうかという意見を聴くことにつきまして、実際問題、非常に非効率ではないかということで、どういうスケジュールで利用定員の設定・確認をしていただくかを今日お諮りしたいということです。それが6ページに書いてございます。

具体的にどのように利用定員の設定・確認などをさせていただくかというところですが、まず、この子ども・子育て会議を年2回開催するということを前提としております。秋頃に1回、3月頃に1回の年2回の開催をお願いしたいという前提の案でございます。アのところは飛ばしまして、イ意見聴取の方法につきましては（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）と、大きく4パターンに分けております。

まず、1つ目、（ア）の「新規整備施設」ですけれども、新たに施設をつくる場合です。このパターンの場合は、都合3回お諮りするというふうに考えております。1回目は、整備前年度の3月に、次年度はこういった施設を幾つつくる予定ですという内容で、お諮りしたいと考えております。

続きまして、2つ目の黒ポチのところですが、2回目として整備年度の10月ごろ、まさに今回の会議に当たりますけれども、この会議において、上半期の進捗状況を含めまして、翌年の4月には予算に対しどの程度審査が進んで、どの程度認可する予定で、どの程度の定員になる予定ですというのを、改めてお話しさせていただきたい、3回目として、3月の会議におきまして、最終形をお示しし、意見をお聴きするという、流れを考えております。したがって、3月に行います子ども・子育て会議につきましては、翌年度の予算の考え方と当該年度の整備に関する案件を1つの会議でお諮りしたいと考

えております。これが（ア）の1つ目の新しく施設をつくる場合です。

2つ目（イ）ですけれども、「年度途中の定員変更」でございます。これは、今後確認定員の定員設定を認可定員より低く設定するような場合が出てきたとき、年度の途中で定員以上に子どもが集まったというようなときには、この定員を変更する必要性が生じる可能性がございます。こういう場合に認可定員の範囲内であれば、個別にこの会議でお諮りせずに市で責任を持って定員の変更を認めるというやり方でやらせていただいて、3月にまとめてご報告させていただくということで考えております。

ページが変わりまして7ページ目、3つ目（ウ）ですが、「需給調整の例外」というものです。昨年度、この量の見込みと確保策の計画を策定するときにもお話ししてご了解いただいておりますが、需給調整の例外としまして2つ、幼稚園、保育所から認定こども園に移行する場合、それと、千葉市の認定保育ルームですとか先取りプロジェクト認定保育施設と言いますけれども、この本市独自の認定を受けた認可外保育施設が認可保育所に移行する場合につきましては、仮に供給が需要を上回る場合でも原則として認可・確認するというにさせていただきたいと考えております。

そして、最後に4番目の（エ）「その他」ですが、例えば補助金を使わない自主整備、これは補助金を使う整備ですと年度当初に予算案という形で皆様にお諮りしているのですが、補助金を使わないで全く事業者独自に整備しますという場合等は、今の流れですとお諮りする場がございません。こういうものにつきましても、括弧書きで書いてありますが、3号認定児童の供給が需要を上回らない限りは原則として認可確認することといたしまして、千葉市のほうで、仮にという形ですけれども認可見込みということで子どもたちの募集を開始し、最終的に3月の会議において報告して利用定員を決めていただく。このようなパターンに分けてやらせていただきたいと思いますと思っております。

説明としましては以上でございます。

○宮本会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま「施設・事業の確認について」ということでご説明がありました。

これからご意見、ご質問等をお出しいただきたいと思います。皆様、いかがでしょうか。

○森島委員 森島でございます。今のご説明の中で、もう一つのパターンをご説明していただきたいと思いますところがありまして、質問させていただきます。

資料のページでいうと6ページの、「(3) 利用定員設定の方針(案)」というのがございますが、この中でイの「(イ) 年度途中の定員変更」につきまして、ただいま秋庭課長から、もし認可定員の範囲内で定員が増加する場合は3月にまとめて報告したいという説明がございました。逆に継続して減少する場合もあり得ると思います。認可の範囲内ということは変わらないと思いますが、減少したときの利用定員の見直しについて、ルール等がありましたらお聞かせください。

○宮本会長

では、ご説明のほうをお願いします。

○秋庭保育支援課幼児教育・保育政策担当課長 年度途中の定員の減につきましても、基本的にはこの定員の範囲内ということにはなりますので、同じように個別にはお諮りせ

ずに、申請を受けて市で判断して認めていくというような流れになるかと思っております。それで年度末に一括してご報告ということになります。

○森島委員 例えば、継続してどれだけ減少したらという、そういう基準はおありでしょうか。

○秋庭保育支援課幼児教育・保育政策担当課長 特に基準というものについては示されておりませんが、事務手続き上、変更の3カ月前にその旨を届け出ていただく決まりがございます。

○森島委員 届け出ですか、申請ですか。

○秋庭保育支援課幼児教育・保育政策担当課長 減員のときは届け出、増員のときは申請という形になります。

○森島委員 そうすると、先ほどの3ページの単価が変わってくる、こういうことと理解してよろしいでしょうか。

○秋庭保育支援課幼児教育・保育政策担当課長 はい、単価に直結していきます。

○森島委員 ありがとうございます。

○宮本会長 畠山委員、どうぞ。

○畠山委員 認可定員と利用定員の関係についてですけれども、幼稚園の場合ですと、例えば認可定員が300人、実際の子どもの数が、200人とか150人というところも既存のところにはございます。次の資料3にもありますけれども、この「定員」というのは利用定員ということだと思いますが、その関係と、千葉市の子ども・子育て支援事業計画では、基本的に利用定員を定員として需給計画なりをつくっていくのかということをお伺いします。

それから、例えば保育所をやろうというときに、最初はどのくらいの利用があるが分からないですから、設備は少し大き目につくっておいて、建物の収容スペースもあって、職員さえ採用すれば、定員に達するという場合には、申請すれば、利用定員を増やすことが可能なのでしょうか。

○宮本会長 どうぞ。

○秋庭保育支援課幼児教育・保育政策担当課長 まず1点目、利用定員と認可定員の関係ですけれども、これはイコールというのが基本にはなりますが、まさに今おっしゃったように、300人定員で150人程度しかいないというような場合につきましては、現状を見て利用定員の設定をするということになります。特に保育所等につきましては、一部、公立保育所で更科とか野呂などで定員を大きく下回っているところがございますけれども、基本的に、保育所につきましては、公立保育所であまり需要がない地域でも、100%をわずかに超えるぐらいです。その他のところでは、今、待機児童対策として、定員以上に受けていただく定員の弾力化をやっておりまして、一つの目安として120%までとしております。そういった定員の弾力化をやっておりするような場合でも、利用定員は認可定員とイコールになります。認可定員が100人で弾力化をやって、実際には120人預かっていただいても、利用定員が120人になるということはありません。認可定員を超えない範囲で利用定員は設定が可能ということになります。

それから、この子ども・子育て支援事業計画における定員の考え方ですけれども、これは利用定員で考えております。認可定員ではなくて利用定員がこの計画の定員設定になっております。

それから、3つ目に、施設を整備するときに大き目の施設を整備して、状況に応じて認可定員等を変更していくことが可能か否かというご質問ですが、これは可能でございます。ただ、増やすときには、その時点でのその地域の需給バランスをみる必要があります。そのときにその地域ではもう保育所は要りませんよという状況であれば、定員を増やすことは認められないという可能性はございますが、需要が供給を上回っている場合、供給が追いついていない場合につきましては、定員の増というのは可能と考えています。その定員増の場合が先ほどの7ページの(エ)のその他のパターンです。認可定員を超えて、さらに定員を増やす場合は、3号認定児童の供給が需要を上回らない限りは原則として認可を増やしていく、そういうふうを考えています。

○宮本会長 よろしいですか。どうぞ、畠山委員。

○畠山委員 先ほどの森島委員のご質問とも関連しますが、減少した場合、例えば保育園では2月ぐらいに入所児童数が決まるかと思いますが、そのときに利用区分も下がった場合、例えば先ほどご説明があった2号認定の利用定員が51人から60人の区分から41人から50人の区分に変わったというような場合、事業者が年度ごとに利用定員区分を下げたいといった場合には、その変更は可能なのかということと、保育園の場合、現行のルールでは利用定員を超えている場合、2年経った時には、利用定員を変更することとなり、基本単価が変わってくると思いますが、減少した場合はどうなるのか、ということですか。

○宮本会長 よろしいでしょうか。では、ご説明をお願いします。

○秋庭保育支援課幼児教育・保育政策担当課長 今のご質問は、年度ごとに実際に入所する児童の数を年度末のころまで見て、それをもって4月からの定員設定をして構わないかと、そういう趣旨でよろしいですか。

○畠山委員 はい。

○秋庭保育支援課幼児教育・保育政策担当課長 基本的には可能でございます。ただ、1号認定については可能性は低いと思うのですが、2号認定について定員を超えて増やす場合には、先ほどと同じようなルールがあります。あとは、2号認定については、待機児童が多いという現状にかんがみ、特に現状の保育所については弾力化ということで、定員をオーバーしても入所をお願いしておりますけれども、実際に入る数よりも低く定員を設定して120%まではOKにするという趣旨ではありませんので、実員に見合った数を基本としていただくことになろうかと思えます。

○宮本会長 よろしいですか、畠山委員。

そのほかに、いかがでしょうか。どうぞ。

○奥谷委員 4ページの「利用定員の設置に当たっては、子育て会議などの意見の聴取が義務付けられる」ということは、私たちに意見を求められるということと理解したのですけれども、その意見を言う際の参考資料というか、何をもって意見を言えばいいのか、

需要と供給以外のものを何か参考にして意見を言うということなのでしょうか。

○宮本会長 どうぞ、ご説明をお願いします。

○秋庭保育支援課幼児教育・保育政策担当課長 意見を求めるというのは、まさにこの場で、皆様にお諮りして、ご意見を伺うということです。何を見てというのは、この後の議題にも関係してくるのですけれども、例えば3月ですと翌年度の予算の状況ですとか、あるいは当該年度の最終的な認可の予定の施設の数をご報告する、それと、この時期ですと、ここまでの中間地点での認可予定の状況等をご説明します。そして、3月までにこの会議でご意見を頂いて策定しました子ども・子育て支援事業計画との関係を見て、計画の範囲内になっているかどうかというようなことをご確認いただくこととなりますので、そういった資料を使ってということになってこようかと思えます。

○奥谷委員 ありがとうございます。

○宮本会長 よろしいですか。そのほかにいかがでしょうか。

それでは、一通り質問とご説明があったかと思えますので、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宮本会長 では、ご異議ないということで、事務局案のとおりに決定したいと思えます。

続きまして、議題の(3)になりますが、「子ども・子育て支援事業計画における確保方策」、つまり、「教育・保育」の提供ということですが、この進捗状況について事務局からご説明をお願いしたいと思います。

○秋庭保育支援課幼児教育・保育政策担当課長 それでは、続きまして、資料3-1と3-2をお手元にご用意ください。まず、資料3-1を使います。

今年度は年度初めの3月に予算の状況をお諮りしていなかったもので、それにつきましても口頭でつけ加えながらご説明させていただきたいと思えます。

今年度、これまで審査を行いまして認可適当と判断しました施設の一覧でございます。右上のところ、27年度の全体の整備予定量、これは現時点で20カ所、659人分の増加ということになっております。後で説明いたしますが、審査の過程で認可の水準まで達していないというような理由で認可できない、あるいは、自ら申請を取り下げたものも含めまして、応募ベースですと27カ所で935人となったのですが、結果としましては20カ所で659人分となっております。

それでは、順にご説明いたします。

まず、幼保連携型認定こども園への移行ですが、これは2カ所で2号認定児童と3号認定児童の枠が90人増加という見方です。中身につきましては記載のとおりです。それと、もう一つ、幼稚園型認定こども園への移行としまして、これが1カ所で50人増加です。この50人も3号認定児童は設定しておりませんので、2号認定児童だけで50人の枠を新たに生んだ形でございます。

ちなみに、これは書いていなくて申し訳ありません。予算上ではこの2つを合わせまして11カ所、300人分の枠の増を予定しておりましたが、結果、3カ所で140人分の増となっております。

なお、上から2つ目の幼稚園型認定こども園の移行ですけれども、幼稚園型認定こども園の認定を行うのは、千葉市ではなくて現時点では千葉県になります。今後、千葉県から条例等の改正によりまして事務の移譲を受け、千葉市が認定できるように千葉市の条例等の制定をして、幼保連携型認定こども園とあわせて千葉市が事業を行うということで今準備を進めているところです。

続きまして、上から3つ目の「○」ですが、認可外保育施設の認可化移行でございます。これが7カ所で224人分の増加になります。予算上は11カ所で330人でございます。上から1節目に書いてございますが、一番下の※印の不適格事業者ということで、先ほども申し上げましたけれども、本市におきましては特に保育の質に着目しまして厳しく審査をしております。社会福祉審議会の設置認可部会、大場副会長さんも委員の一人としてご参加いただいておりますけれども、この場におきまして厳しく審査をしております。申請はありましたが、数を増やすためだけでいえば認可したいところですが、保育の質に着目して厳しく審査した結果、不適格という判断もしております。

ページをおめくりいただきまして、認可保育所の定員変更、今ある保育所を工事して拡張して定員を増やすというものです。これが1カ所で29人増加になっております。もともと30人だったのが59人になったということです。予算上は、2カ所60人で考えておりました。2カ所60人が1カ所29人です。

続きまして、保育所の新設でございます。3カ所で173人の増加です。これも予算を申し上げますと2カ所で60人でしたが、これは逆に数が増えているということです。予算よりも一つ多く整備しているのは、一番上の株式会社ハイフライヤーズが、市の補助金を用いずに自主整備という形で開設したということです。ですから、予算外で一つ出ているというところになります。ほかに、今回は幕張本郷駅周辺と土気駅周辺で募集をしまして、それぞれ1カ所ずつ認可予定です。

ちなみに、取り下げ事業者が3つありまして、3つとも自主整備でもやりたいということだったのですが、まず、取り下げ事業者の1つ目につきましては、実際の審査会に行く前に所管課のほうで保育の内容まで厳しく審査するのですが、その時点で今回は無理と事業者が判断し、取り下げたものです。

それから、今回特徴的だったのは、取り下げの2つ目と3つ目、緑区の事業者ですけれども、地元の反対によって取り下げとなりました。昨年度ぐらいから、特に東京都心部におきましては、保育所が迷惑施設のような扱いをされておまして、子どもの声がうるさいといったような理由で地元の反対が起きておりました。千葉市ではこれまでそういったことがなかったのですが、今回、残念ながら地元の自治会等の反対が起きて、当然そういう状況になれば保育所はできません。将来的なことも考えて、地元とうまい関係をつくっていかねば保育所というのは運営がなかなか成り立ちませんので、事業者が取り下げたというところでございます。

その次、小規模保育事業です。3歳未満児を対象とした定員が19人以下の施設ですけれども、これが6カ所で93人増加でございます。予算は16カ所240人で組んでおりました。

ちなみに、上から5つ目のA事業者の保留というところですが、これも地元の反対が今起きていまして、そこの調整がまだ見込めないで、今決定保留としております。今後の状況によりましては、これは認可というふうになると思います。

それから、これも特徴的なものとして1つ、そのA事業者のすぐ下に学校法人千葉白菊学園がございますけれども、美浜区幸町で千葉白菊幼稚園を運営していただいておりますが、幼稚園がその敷地内に小規模保育事業所をつくると。3歳未満児は幼稚園ではそのまま預かれませんので小規模保育事業所をつくって、恐らくですけれども、将来的には本園の幼稚園を認定こども園に移行するというようなことも含めてお考えだとは思いますが、3歳になったときにはそのままお隣の幼稚園に通うというようなことも含めて小規模保育事業を新たに開始するという、新しい形といいますか、そもそもこの新制度におきまして狙っていた形の一つでございます。

その他、取り下げ事業者が3つほどございますが、1つは事前のヒアリングで無理だとして自身で判断されたもの、あとの2つは全くの施設の都合等でございます。

下の欄外ですけれども、この後、11月以降に追加の募集を予定しております。この追加の募集というのは施設整備の補助金を出すものではなくて、全くの自主整備ということで、これからまた募集をかける予定でございます。何施設かは今相談に来ておりますので、手が挙がって100人程度は増えるのかなと予想しております。

以上、これを全て足し上げますと、先ほどの合計の数字、20カ所で659人の増加ということになります。

ちなみに、予算の話はずっとしてきましたが、予算上の合計になりますと、全部で990人の増になります。

あと、事前にお配りできなかったものとしまして、1枚おめくりいただいて定員変更のペーパーが1枚ございます。先ほど出ていた内容とも関連しますけれども、2つ定員変更を既にしておりまして、1つは確認定員をマイナス1人にしております。小規模保育事業につきましては12人と19人の2つしか定員設定がございません。公定価格上の定員設定はこの2つだけですので、1人違うと公定価格上もかなり大きく異なってくるということでの定員数の減です。もう一つ、いろは保育園は逆に定員を10人プラス、先ほどの(エ)のパターンです。認可定員そのものを10人増やしております。こちらにつきましても、施設がある程度広くありましたので、千葉市のほうでお願いして、待機児童対策の一環として何とか数を多く入れていただいております、定員の数を拡充して対応していただいているところでございます。

以上が資料3-1です。

続いて、資料3-2をご説明いたします。

教育・保育の確保方策の進捗状況、今申し上げた659人が子ども・子育て支援事業計画の中でどう位置づけられているかをご説明いたします。数字の羅列になりますのでわ

かりにくい部分もあろうかと思いますが、1枚目だけで説明いたします。この1枚目というのは市全部の数字でございまして、2枚目以降はそれぞれの区ごとになっておりますが、説明のほうは1枚目の全区の説明をいたします。

まず、大きく分けて上の段と下の段、27年度と28年度とありますが、まず27年度です。量の見込みと確保方策、量の見込みが、1号、2号、3号を全部足して3万2,216人、確保方策のほうは、1号、2号、3号を全部足して2万7,832人とありますが、これが子ども・子育て支援事業計画で立てていただいたものです。

これに対しまして、右側の確保量ですけれども、これが27年4月1日時点で計画とは関係なく実際に何人枠があるのかというところでございまして。合計の数字を特に見ていただければわかりやすいのですが、計のところ、1号、2号、3号を全部足して左側の確保方策は2万7,832人、一番右側の確保量が2万7,832人ということで、内訳が若干ずれているのですけれども、計画は3月ぎりぎりまでかかってつくっておりますので、その時点で4月にオープンする施設はほぼ確実にわかっておりました。最終的には中身の入り繰りは多少ございましたが、人数は全くイコールということでスタートしております。これが、来年28年の4月にどうなる見込みかというのが下の表になります。

その前に、わかりにくくて申し訳ないのですが、表の見方を説明いたしますと、1号は幼稚園を使う3歳以上のお子さんで保育を利用しないお子さん。それと、2号の教育利用というのは、2号認定児童ですから保育を必要とするお子さんですが、幼稚園の預かり保育や一時預かりを使ったりして、要は保育所であるとか認定こども園に通わないお子さん、これが2号の教育利用というお子さんになりますけれども、そのお子さんたちの数につきましては、幼稚園が今十分に足りているということで新たに作ることは考えずに、量の見込みと確保量は常にイコールになるように計画上つくっております。

問題は2号の保育利用と3号の1・2歳児と0歳児ですけれども、上のほうの確保方策と確保量、両方とも一緒なのですが、この2号の保育利用、確保方策でいいますと8,027、4,113、1,248、これを3つ足しますと1万3,388という数字ができます。ちなみに、右側の確保量も8,027と4,122と1,239を足しますと、1・2歳児の入り繰りがあっただけなので、同じ1万3,388という数字になります。要は、保育を必要とするお子さんにつきましては、27年度は確保方策も確保量も1万3,388という数字になります。

28年度、下のほうを見ていただきまして、見方としては一緒です。確保方策というのは事業計画の数字です。皆様に3月までつくっていただいた計画の28年度の量がこの数字になっております。これも2号の保育利用と3号だけ足しますと、確保方策の28年度の2号の保育利用8,337、その下の4,573、さらにその下の1,488、この3つを足し上げますと1万4,398になります。上のほうが1万3,388、下の28年度が1万4,398になりまして、この差が1,010になります。先ほど、27年度の整備計画の予算額は990人分で作りましたと申し上げました。1,010と990で20ずれているのですが、この20というのは予算措置を伴わない、要は自主整備をする事業所内保育事業、これを20人程度は見込めるだろうと計画してございまして、予算は990人で組んでおりました。

対しまして、先ほどの659人と定員増の9人を加えたものが確保量、右側の27年10

月時点の見込み数になりますけれども、この2号の保育利用の8,370、その下の3号の1・2歳児の4,371、さらにその下の1,315、これを3つ足しますと1万4,056ですけれども、これと、上の27年度の1万3,388という数字でしたが、これの引き算が668人となります。先ほどの659人不足定員増の9人を合わせますと668になるのですが、この上と下の差が668人になっておりまして、現状では10月時点の見込みでは668人にふえるという見込みになっております。この後、自主整備でもう一度募集しますので、もう100人ぐらいふえるかもしれませんが、現状では668人になっております。

さらに右側を見ていただきますと、「確保方策との差」とありますが、要は、計画に対して今の確保量というのはどうなのかという数字です。2号認定児童の保育利用につきましては、実は平成28年度だけで見ると33人分余っている。これはもう十分つくったという数字になります。ただ、平成31年度がゴールですので、平成31年度のゴールと比べるとまだ273人分足りないという表になっております。3号認定児童につきましては、平成28年度で1・2歳児はマイナス202人ですから、現状だと計画に対して不足しているということになります。さらにその下の0歳児だと173人まだ計画に足りていない。最終的な平成31年度との数字でいきますと、1・2歳児は2,192人、0歳児は1,030人、最終的な数字には追いついていない。まだまだこれだけ足りないという状況でございます。

なお、2号認定児童の保育利用、このプラス33ですが、これは3月につくっていただいたもともとの計画で、どうしても3号認定児童を増やすと2号認定児童もあわせて増えていくというところがございます。幼稚園の認定こども園への移行等を考えますと、最終的には800人ほどオーバーするというのがもともとの計画でございましたので、まだ273人足りないと言いましたけど、もとの計画と比べるとさらにこれに800人足しますので、計画のベースからいきますと、まだ1,000人ほど2号認定児童が足りていないということでございます。

数字の羅列で申しわけなかったのですが、以上が進捗状況でございます。このまま行きますと、当然もう募集を開始しますので、3月になったときに、これの認可、あるいは利用定員確認はできませんと言われてしまうと、申し込んだ子どもさんたちが困ったことになってしまいますので、先ほどの最初の確認の方法ではないですけれども、この段階で、まずはここまでについてご了解をいただくということをお願いしたいと思っております。

説明につきましては以上でございます。

○宮本会長 ありがとうございます。

去年に引き続き、たくさんの数字がいろいろ出てくるものですから、頭に落ちるのに時間がかかるのですけれども、どうぞ、どなた様からでも質問、ご意見いただければと思います。

○大場副会長 すみません、一つだけちょっと確認をさせていただきたいと思うのですが、28年度の見込みがでていますが、平成31年度のゴールまでを考えると、単純にいうと、29、30、31年度で、3,495人定員を増やすこととなりますので、毎年1,000人以上の定

員を増やしていく計画でない間に合わないということで考えてよろしいのでしょうか。

○秋庭保育支援課幼児教育・保育政策担当課長 はい、おっしゃるとおりでございます、今年も1,000人の予定ではあったのですが、今350人ほど足りていないということもございます。今年の遅れ分を来年予算に盛るかどうかというのは、検討が必要ですが、基本的には毎年度1,000人近くの整備が必要になるという計画でございます。

○宮本会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

○森島委員 先ほどのご説明の中で、東京都と同じように子どもの声がうるさいから反対だという話がありましたが、恐らく保育所が必要とされる場所というのは、人がたくさん住むところになるので、そういう反対が起きやすいのではないかと、思われます。そのところの状況をもうちょっと詳しくお聞かせいただけないでしょうか。特に住民の方がどういう形でそういう意見になったのか、それを差しさわりのない範囲でお願いしたいと思います。

○宮本会長 では、よろしく申し上げます。

○秋庭保育支援課幼児教育・保育政策担当課長 今回の2ケースはほとんど似たような地域でございます、場所についての詳細は申し上げられませんが、どういう地域かといいますと、住宅街でございます、まさにこれから家がどんどん建っていくかという場所です。ただ、先に保育所ができて、その後に家が建っていくという形ではなくて、もう既に何軒か住宅が建っておりまして、そこに後から保育所が建つという状況ですから、目の前、あるいはお隣に保育所ができることになると。普通の住宅ができると思っていたのに、そういうつもりでここに家を構えたのに、というような方が数多くいらっしゃるということです。自治会の意見ですので、全体としては、自分は一本道を挟んでいるんだけどという方ももちろんいらっしゃるのですが、やはりすぐ隣の方とかすぐ目の前の方の意見を聞いて、自治会全体として、意見をまとめて反対されているというような状況でございました。

○石井子ども未来局長 子どもの声が騒音かどうかという問題は難しいことがあって、我々としてはとんでもないと思っているのですが、今回のケースについて特化させていただくと、事業者の説明の仕方が悪かったり、あるいは事業者が地域の快諾を得るといって、そこを甘く見ているようなところがありました。ですから、子どもの声だけの問題ではなくて、事業者のそこでどうしても開所するんだという熱意というか、そういうのが地域に伝わっていない。今、課長が言いましたけれども、付近の住民の方についてはOKという人たちもかなりいるんですね。ただ、そこが一つのコミュニティの中で話していくと最終結論としては今回はだめよというようなことになっておりますので、間に委託業者とかいろいろ挟むのではなくて、本当に熱意を持った事業者が、まず来て説明しないとイケない。今回のケースについては、私は事業者の熱意の問題だったのかなというふうに思います。

ですから、今のところ千葉市の中では、大多数の方のご意見として、子どもの声は騒音だという話は私のところには来ていませんので、来年以降、我々も相談に事前に来て

いただいていますから、そのときにはきちんと地域というのは大事なんだよというのをさらに言っていきたいなと思っています。

○宮本会長 ありがとうございます。大変大事なお話だと思います。これはすべて違う事業者なんですか。

○秋庭保育支援課幼児教育・保育政策担当課長 そうです。

○宮本会長 そのほか、いかがでしょうか。

○奥谷委員 保護者の立場として、千葉市の保育が、保育の質を大切にしてくださっているというのを聞いて、預ける側としてすごく安心しました。その辺が私たちが関与できるかなと思って、先ほど数字以外に何か判断できるものがありますかという質問をしたんですけど、専門の方がちゃんと振り分けてくださっているというのをここで知ることができて、すごく安心できました。

振り分けの際に、保育の質で通過できなかったという事業者があったと思うのですが、具体的にどういったところをもっとよくすれば認可されるのかとか、そういう基準がどういうものなのか、差支えない範囲で教えてください。お願いします。

○宮本会長 これは、まず事務局のほうからでよろしいですか。どうぞ。

○秋庭保育支援課幼児教育・保育政策担当課長 保育の質の部分としましては、これは非常に難しいところはあるのですが、例えばですが、保育士の配置を子どもさん何人に対して何人配置しなければいけないですか、建物の決まりとして何平米なければいけないとか、採光はどれぐらいなければいけないとか、数字としてははっきりしているものにつきましては、はっきり結果が出ていますので我々も審査しやすいのですが、保育の質の部分につきましては、何をもちて保育の質がいいのか悪いのかというのは、なかなか難しい部分がございます。

そういった中で、審査会において審査していただいておりますのが、基本的には保育というのは全て保育所保育指針にのっとってやらなければいけないと決まっていますけれども、その保育所保育指針にのっとった保育ができるか否か、ここの部分に着目して審査をしていただいております。

ですので、審査委員さんたちの質問の内容としまして、例えば、0歳児の保育で一番大切なことは何かとか、指針の中に書いてあることをそのまま直接聞いてしまうこともありますし、保育のことについて、分厚い申請書が上がきて、その中でこういう保育をしますよとアピールポイントを申請者が書いてくるのですが、例えば英会話をやるんだということがアピールポイントとして書かれていたら、英会話というのは保育所保育指針のどこの部分に結びついて、どういう考えを持ってやろうとされているのかとか、そういうような聞き方をしていくと、理解されているか、されていないのかというのが大体見えてくるんですね。そういったところから、最終的に保育所保育指針にのっとった保育が期待できるか否かということ判断させていただいて、余りにも独自というか、大げさに言ってしまうと子どもはただ預かっていればいいとか、そのようなお考えですとこれはもう認可できないという判断になります。よろしいでしょうか。

○奥谷委員 答えてくださる方は現場の保育士さんですか、それとも経営側の方が答える

んですか。

○秋庭保育支援課幼児教育・保育政策担当課長 このヒアリングに関しては、経営者と、もう一つ、その現場のトップである施設長に来てくださいとしてあります。考えようによっては現場の保育士さんがサポートして何とかなる場合もありますけれども、基本的には施設長が現場を統括していろんな保育の内容について指示していくと考えておりますので、基本的には施設長です。ただ、施設長にはいろんな施設長がありまして、管理を中心とした施設長さんもいらっしゃると思いますので、例えば主任保育士さんというようなナンバー2の人がいるとして、そういった方が実際現場を仕切るというようなお話があれば、その主任保育士さんも同席していただいて、一緒にヒアリングを受けてもらうことがございます。

○奥谷委員 ありがとうございます。安心しました。

○宮本会長 これは社会福祉審議会で審査でしょうか。副会長もメンバーでいらっしゃいますけど、何かつけ加えていただくことはありますか。

○大場副会長 実際にかかなりの件数の審査がありまして、その中で審査をしていくので、大学の先生等が入っていたり、また途中でつぶれてしまっただけいけないので、経営関係は、会計の専門の方ですとか、また地域の代表という形で民生委員さんですとか、そういうような形でメンバー構成されています。その中で、今課長がおっしゃったように、保育の質的なものを確保するために、質問をすると見えてくる部分というか、これは完全にわかっていないなとか、現場に流されてしまっただけいわゆる基本線のところが置き去りになっているなというのが見えてくる部分があるようですので、そういうところで質を確保するように努力しているところではあります。

ただ、一つお願いとしては、先ほど私が質問させていただいたように、年間に1,000人規模の増をこれからやっていかなければいけないというふうに考えると、千葉市の場合は、実際に施設が稼働し始めてお子さんを預かってから、それを市側の方が現場を見ながらチェックして指導をするという体制がとられていますが、今年からおそらくその人数がふえて強化されている部分がありますので、これから1,000人規模で定員を増やしていくということであれば、その辺ももう少し充実させていただければ、より父兄の方の安心が確保されていくのかなと思います。ただ、現実にこの子ども・子育て支援制度の中で、少人数の2歳児まで預かる部分と、連携の保育所という形で新しくいわゆる19人とか12人の定員の部分というのが大きく増えておりまして、その部分というのはこれまで、園庭があって、子どもたちが遊ぶような環境ができていて、かなりゆったりと保育ができるとか、また幼稚園ももちろんかなり広い園庭がありますけれども、そういう中で保育をされているのとは環境的に随分変わってきているところがありますので、市のほうはかなり努力していただいているというのは見えておりますが、その辺を注意して指導していただければというふうには常にお問い合わせしているところです。

○宮本会長 ありがとうございます。大事な実際の状況をお話しいただいたと思います。その他、いかがですか。

○畠山委員 28年4月に私のところも認定こども園に移行いたします。当初の予算だと認

定こども園 11カ所 300人を増加させるということでしたので、私も幼稚園協会の中で、参加しませんか、保育やりませんか、という話を随分しております。全国レベルで見ると千葉県は認定こども園に移行するところが下から3番目なんです。トップのところと随分差がございまして、政令指定都市の中でも千葉市は下位グループになるのではないかと思います。

それで、千葉市の子ども・子育て支援事業計画では、6割ぐらいの子どもたち、園数ではなくて子どもたちが認定こども園に移行するというような計画になっておりますが、私自身が今回申請をしてみて、膨大な資料が要るのだということを実感しました。県との関係や色々な手続をもう少し整理して、移りやすくすることが必要だと思いました。いろんなことをやっていって、結果は今とほとんど変わらないというのでは、ほとんど移るところがないのではないかなと非常に心配しております。

移行が進んでいるところだと、例えば、神戸では、市政だよりで認定こども園の申請について何回も掲載していますし、市単独の補助金の予算措置を講じて、移行を促進しています。今の千葉市の対応は、担当の人が夜も寝ないで頑張っているいろいろやっただけだと思っています。ものすごくやっていただいていると思っはいるんですけども、やはり千葉市の取り組み方として、もう少し人と金を投入してやらないと、なかなか移らないのではないかなというふうに危惧しています。

質の高い幼児教育といった場合、3歳未満児のところなどはビルの一室でやってもそれほど影響はないかもしれませんが、3歳以上になれば、できるだけ園庭のある施設で保育をしたほうが私はいいと思っています。ですから、私たちも政令市の団体としてそちらについてもやっていきますけれども、認定こども園にする行政、県と市、それから国との関係ももう少し整理して、届出書類一つをとって見ても、現場の人が、移りやすい環境を、よくご検討いただけたらと思うのが一点。

それと、社会福祉審議会の設置認可部会というのがありましたけれども、ほかの都市では、幼稚園団体の関係者も審査に加わっています。実際に経営している人たちも入って、それから保育園の団体の人も入って、議論している。例えば幼稚園が移行するとなった場合、本当にそこがきちんとやるかやらないかというのは、客観的に弁護士さんとか公認会計士の人もいらっしゃるかもしれませんが、業界の知識を持った人がやったほうが、もっとわかりやすいのではないかなと思うんです。

認定こども園ですから、0歳児のことを保育士にも聞くとか、保育の要領や指針について聞くというのも大事ではありますが、むしろ業界の私たちも加わって、幼稚園としてきちんと経営しているかどうかというところをもう少し判断基準の中に加えていただけたらと思います。やはり幼稚園でまじめにずっと長年取り組んできた人が、きちんと評価されるような審査会にしてほしいなと思います。

私の信念として、これからの幼児教育というのは幼保連携型のような認定こども園に進めていくのがいいと思っています。膨大な国費をかけて幼稚園の施設整備をしていて、その教室がどんどんあいて余剰スペースが出てきて、これを何とか移行するような施策展開をぜひお願いしたいと思います。

○宮本会長 ありがとうございます。

この場でご説明いただくべき点に絞ってお話いただけますか。

○秋庭保育支援課幼児教育・保育政策担当課長 それでは、最初のほうの認定こども園への移行の促進についてですけれども、ご指摘のとおり、さらにそれ以上に私どもが今感じていますのは、今、千葉市の就学前児童というのは年間約1,000人ずつ既に減っています。この事業計画どおりに行けば、平成31年度にはできれば使いたいなという潜在的なニーズも含めた量の見込みは確保できるような計画になっておりますので、平成32年度以降は施設が余ってくるようなことが起きるとというのがこの計画の理屈になっていきます。そうしますと、新しく保育所をつくるのは極力避けて、今ある施設で空きのある施設を何とか活用させていただきたいというのを施設整備の基本的な考え方として持っております。ですから、まだ余力のある幼稚園、おっしゃっているような広い園庭をお持ちで、すぐれた環境、それから、すぐれた幼稚教育のノウハウをお持ちの幼稚園が認定こども園に移行していただくというのは、ぜひともお願いしたいということで、我々も施設整備の柱として考えていきたいと思っております。

その具体策につきましては、この場で今こうこうしますというところまでは申し上げられる話ではないのですけれども、基本的な考え方としては、認定こども園移行、特に幼稚園の認定こども園への移行については、絶対必要なことであると考えています。

○畠山委員 人とお金をつけてもらうということが大事だと思いますよ。

○宮本会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでございましょうか。

○原木委員 病児保育の立場というより嘱託医の立場からなんですけれども、やはりこれだけいろんな形の施設が増えてくると、保育所とか、子どもたちがどんな状況で育っているのかがすごくつかみにくくなるんですね。今まで千葉市は公立保育所が多かったので、公立保育所は保育運営課が担当してくれていて、私たちは小児科医として保育運営課にいろいろお願いとか、あるいは健康管理のことを見てはきたんですけど、最初に民間の保育所が増えて、次に幼稚園、幼保一体型、また小規模型が増えてくると、どこで何が行われているのかが全然見えなくなってきます。特にすごく心配なのが予防接種のこととアレルギー対応のことです。実際、千葉市の保育所の中でアナフェラキシーを起こしてとんでもない事故が起きています。皆さんご存じだと思いますけれども、実際に「そんなことしちゃったの？」ということがあって、その都度保育運営課の方たちもご指導いただいているのですが、それを取りまとめてしっかり対応できるように、民間の保育所への保育運営課からの指導力というか、見ていると公立への指導力と違って落ちているような気がするので、そのあたりの監督力をぜひ保持していただいて、頑張っ

て対応していただければと思います。

○宮本会長 今のは大事なご意見ですけれども、ご意見をいただいたということでよろしいですか。

○原木委員 はい。

○宮本会長 ありがとうございます。

あと、友保委員や川名委員、石井委員なんかはいかがでしょう。世代的には一番保育に近いところにいらっしゃいますので。

○石井委員 まず先ほど副会長がおっしゃっていた保育現場に市の職員の方が視察に訪れるということは、私も保育所にいるときには伺ったことがあるのですが、日程を事前に通達していて、日程がわかっている状況で市の方がいらっしゃっても、そのときは保育士を含め状況はとてもよくそろっております。ふだんの状況とは全く違うとは言いませんが、保育士の対応の仕方ですとか、いいところもあれば、何か今日はきれいにそろっているねみたいな感じもありますので、抜き打ちテストという形が必ずしもいいとは思いませんが、普段の姿を見るのであれば抜き打ちテストが私は一番いいと思いますので、日程に関してなぜ事前に伝えるのかなと思います。実際、経営者が変わった認可保育所を利用したこともあります。最初と最後に状況が違って、保護者からの反対などいろいろもめたこともあります。そういったこともやはり事前に抜き打ちテストだとか市の指導が入っていれば、そこまでもめることはなかったんだろうなとも思っております。

あと一点、先ほどの認定こども園に関してなんですけれども、経営面に関してはやはり保護者のほうからは何も言えないですし、移行に関してはいろいろお金のことが絡んでくるとは思います。保護者の立場としては、経営面等で市との連携でいろいろ話し合いをされていて、例えば来年移行しますとか、その保育園の方に関しての説明はあると思いますけれども、例えば市全体でキャラバンみたいな感じで、毎年毎年説明という形で事前にどんどん情報をおろしていただかないと、急にこども園に変わりますとか、こういう施設があるというのは、今回ここに参加している方たちのように、情報を自分たちで頑張って取っていかうという積極的な保護者もいらっしゃいますが、ふだんの自分の保育とか教育にいっぱいいっぱい、自分から調べることができない方もいると思いますので、そういった場をちゃんと市とか保育所がどんどん設定して、どんどん情報をおろしていただかないと、多分反対が起きると思いますし、実際に変わるときになって、何で変わるんだとか、そういったことでもめて、長期的に判断がつかない状況になるのではないかと思いますので、もっと情報をおろしていただきたいというのが保護者からのお願いです。保護者もいろいろ考える時間が欲しいですし、長期的に見て2～3年後に行くとなったら心構えもできますし、そういった情報をとにかくいろんな形で、お祭りでも何でもいいと思いますので、参加しやすい形でお願いしたいと思います。

○宮本会長 ありがとうございます。

続いて、川名委員、いかがですか。

○川名委員 今のこの数字を見ていて、自分が思っていた以上に保育園の施設などがどんどん増えていっているんだなと感じました。一番気になるのが質でして、先ほどの委員の方の意見とちょっとかぶるんですけども、私も知り合いの方で、幼稚園で経営者が変わったらガラッと変わってしまったとか、そういうのが結構あるというのを聞きまして、保育園などが認定される前のヒアリングとかそういうのも大事だとは思いますが、難しいとは思いますが、できた後も、日ごろの保育の内容というのをき

ちんと把握していかないと、一保護者として質がどうなんだろうなというふうに、一番不安に感じました。

○宮本会長 ありがとうございます。

まとめてということで、友保委員、何かご発言があれば。

○友保委員 やはり子どもを預けているところの質というのは、親からも日ごろよく見えないところがありまして、未満児はやっぱりおしゃべりも上手ではなかったりするので、嫌なことがあったとしても言えなかったりします。

上の子が3歳になるまでは、千葉市ではないですが、認可外の保育園に預けていました。そこは英語で保育をしてくれるというところで、自分が働いている間に子どもが英語がしゃべれるようになってっちゃうという、親からしたらものすごく魅力的でよかったんですが、よくよく話を聞くと、保育士さんではない人たちがいっぱいいて、でもみんな先生と呼ぶので、親からしたらみんな保育士さんなんだろうなと勝手に思っていました。そういうところを親もちゃんと調べなきゃいけないのかもしれないですけども、調べなくても信頼してやっていけるところを、千葉市のほうではつくっていただければと思います。よろしくお願いします。

○宮本会長 ありがとうございます。

市のほうから何かご説明等ありますでしょうか。

○中谷保育運営課保育所指導担当課長 保育運営課の中谷と申します。保育の質ということで、保護者の方が見えない部分を大変心配されているというのは非常に理解できることです。

実際に全ての保育所・幼稚園の質がいいかというのと、心配なところもあります。時々お電話をいただいたりして、こういうふうなだけどもというときには、保育運営課のほうで担当の職員が早目に現場に出向いてということで、そういったときには、抜き打ちというような形で突然伺って現状を確認してくるということは今現在もしているところです。また、巡回指導員の方も今年人数を増員いたしまして、保育所の職員のOBの方たちが今位置づいておりますので、そういった方たちが定期的に保育所・保育園を回らせていただいています。特に認可外とか、新設してできたばかりの保育所・保育園につきましては、できるだけ抜き打ちに、ちょっと近くに来たので寄りましたよという形での確認というのは、かなり今年度力を入れているところでございます。

○宮本会長 よろしいですか。

どうぞ、石井委員。

○石井委員 確認されるだけではなく、指導とか、例えば余りにもひどい状況であれば、行政的な制約だとか、そういったことはされるんですか。

○中谷保育運営課保育所指導担当課長 確認をして指導、そこまではきちんとしています。あと行政的なところになるとなかなか難しいところもありますが、できるところまでは、ここはだめですよというような形で、はっきりと伝えてくることはしています。

○石井委員 正直、確認されるだけだと現状は変わらない場合が多いようです。今、自分が行っている保育園ではないですけども、何回も行政に訴えかけている保護者がいて、

でも施設側の対応は変わらなくて、それは私立の保育園だからという理由なのかわからないのですけど。

確認するだけではなくて、もう一步踏み込んだ対応というのをされないのかなと思います。

○中谷保育運営課保育所指導担当課長 いただいたご意見に対しましては、こういうことでということでの指導はして、記録にも残しておりますので、再度同じようなことがあったときには、さらに、「この間こんなふうに指導させていただいて、このようにお願いしてあるはずですよ」というような形で踏み込めるような形の体制は今つくっているところでございます。

○石井委員 例えば、先ほどの施設に払うお金を減額するとか、そういった強制措置みたいなものはあるんですか。

○宮本会長 どうぞ。

○秋庭保育支援課幼児教育・保育政策担当課長 お金の話については、それでの減額というのは実はないんです。

あと、今の話の難しいところは、現場に行ってみて、子どもの数に対して保育士の数が足りないとか、そういうのははっきり指導ができるんです。あるいは保育所保育指針の中身についても、例えば3歳未満児に対して個別の指導計画ができていないとか、そういうのがあれば、「できてないですよ、ちゃんとつくってください」と。また次に来たときに見て、「つくったんですね」、「この間言ったのに、まだつくってないじゃない」というような指導はできるんですけども、そうじゃない部分というのはなかなか難しいところがありまして、例えば英語一つをとってもそうかもしれませんが、英語をやったほうがありがたいと思う保護者もいらっしゃるかもしれませんが、逆に、日本語も覚えていないのに、なぜ英語なのと思う保護者もいらっしゃるかもしれません。保育所保育指針にはっきり明記してあること、あるいは認可基準としてはっきり明記してあることというのは、やるかやらないかということで指導がしやすいんです。それ以外の部分で何がよい保育かというのは、答えがなかなかないところもありまして、ある保護者にとってみれば幾ら言っても変わらないと思われることも、もしかしたらあるかもしれないですね。千葉市の保育としてこれがいいですよという指導というのは、まさに指導ベースであって、必ずそれに従わなければ認可を取り消しますよというところまでやるには、やはり明らかに基準と違うというものでないと、さらに突っ込んだ強制的な指導というのはなかなか難しいという部分もあります。そこは一概にこうなんですよとは言えない部分はあるということだけご理解いただければと思います。

○畠山委員 今の保育所がこれから認定こども園になったらどうなるかわからないですが、今の監査で回ってくる人というのは、こども未来局のところに所属しているのか、やっぱりお金を出すところでそういった職員を置くのと、それから、監査に来た人にさんざん言っているんだけど、金融庁などでは、やはり予告なしで来ますので、そういうのと併用するんです。

県の学事課では、事業者自主検査をやらせます。限られた人数で検査をやるわけで

すから、まずは、自主検査をきちんとやっているか、やっていないかを見て、それから、いろいろな問題点について、今年度はこういう点を改善しようというようなところを職員が見に行くとか、そういうふうにしなないと難しいと思います。

それから先ほど石井委員が言われたように、抜き打ちも必要だと思います。人数がきちんと配置されているかとか給食室などが基準どおりにきちんと整備されているかだとかは見ればすぐにわかりますが、抜き打ちでなければわからないところがあるはずですから、ぜひそれに取り組んでいただきたいのと、あとは経営者を信頼してもらって、自主検査をきちんと取り入れて、そういった検査体制をきちんと整備していただきたいなと思います。

○宮本会長 ありがとうございます。

そろそろ時刻になりますますが、増田委員、山崎委員、何かご発言があれば。

○増田委員 それでは、時間もあまりないようですので簡単に。今年から幼保連携型認定こども園に移行させていただいたんですけれども、個人的にはこの幼保連携型認定こども園の数が公立私立問わず増えていくことが、今挙がっていたような園の問題を解決していく際に、間接的にであっても長い目では非常にいいアプローチになるのではないかなというふうに思っています。今年度に関しては、1号認定というのは、千葉市の中のほとんどがうちの園にしかいないという状態の中で動いておりますけれど、現状では、幼保連携型認定こども園というものが、まだまだ保護者の方がいろいろなことを中・長期的に考えていくときの選択肢になるような状態ではなくて、そんな中でうちを選んで問い合わせに来てくださっている保護者の方は、非常にありがたいんですけれども、本当にこれは、うちの園がというような話ではなくて、この新しいシステムのほうが広がっていく中で、さまざまな問題のほうが今後解決されていくといいなということを期待して、きょうは終わらせてもらいます。

○宮本会長 ありがとうございます。時間を短くしてしまっても大変申しわけありません。

では、吉田委員。すみません、手短にお願いできれば。

○吉田委員 すみません、前のほうに戻ってしまいますけど、保育の質というところで、民間保育園、86カ所ぐらいございますね。民間保育園が非常に増えておりまして、保育の質をどうしたらいいかと常日ごろ会長がおっしゃっているのには、やっぱり定期的に若い保育士さん、中堅の保育士さん、主任級、また園長とか、職責に応じて研修を行いますし、他の保育園の状況についての情報交換などもしますので、そういう中から少しずつレベルアップを図っていかないかということで、年間かなりの講師陣をお招きしたり、グループでの討議などをしてレベルアップを図っております。個人個人のレベルを上げていくのは、急には難しいと思いますけれど、その保育園の一人でも二人でも研修を聞いてきて、それを返す、そういうことが少しずつ自分の身になるのではないかなと思いますし、大事なことではないかなと思いますので、そういうこともやっているということをあらかじめお伝えしたいと思います。

もう一点だけ、これから整備される保育園が増えてくると思うのですけれども、先ほど3歳以上児はなるべく庭があったほうがいいというお話もありましたけれど、今、保

育園ができ上がっているところは庭がないところも結構あります。私どもの子育て支援館とか子ども交流館とか、きぼーるの中で近隣の保育園さんが遊んでいるんですね。そういうときにも一緒に支援をしていこうということでやっておりますし、私の個人的な意見ですと、庭がなくても、かえってないから工夫して、どうしたらいいかということで保育士さんたちが知恵を絞りまして結構学ぶところがありますので、そういう発想の転換といたしますか、ちょっと変えていくとまた違った保育ができるのではないかなと思います。

○宮本会長 ありがとうございます。

それでは、議題の3についてですけれども、たくさん意見を出していただきましたので、これで事務局からの案でご承認いただけるでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宮本会長 よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、残った議題「その他」でございますけれども、事務局のほうからご説明よろしくをお願いします。

○始関子ども企画課長 子ども企画課、始関でございます。

事務局より、その他といたしまして、議事録の確定方法につきましてご提案でございます。これまで会議終了後に議事録案を事務局で作成しまして、委員の皆様全員にご確認いただいた後に、会長の承認後、確定とさせていただいて、公表させていただいておりますが、実際のところ、レコーダー等で記録したものを紙面として記録にして案とさせていただいておりますので、会長の承認をもって確定とさせていただいて公表させていただければというご提案でございます。

以上でございます。

○宮本会長 議事録に関して、全ての委員に全部チェックしていただいていると大変な時間がかかるということでございまして、会長に一任していただけるかどうかという提案でございますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

○畠山委員 ご提案の趣旨は理解しますが、私としては、自分が発言したことがきちんと議事録に記載されているかということを確認したいです。全部一任というのはいかなるものでしょうか。

○始関子ども企画課長 今のご意見ですけれども、一応レコーダー等を使って議事録を作成しているものですから、ご提案としてさせていただいたものでありまして、もし支障があるということであれば、今までどおり委員の皆様全員にご確認いただいた後に確定という形にさせていただければと思っております。

○宮本会長 いかがでございましょう。本当は本人がチェックするというのが当然のお話でございますけど、去年なんかを見ていると、この事務局の体制からすると、非常に忙しい中で、この議事録を全部確実に確定していくという作業だけでも多分大変な仕事量だと、そういう感じはしているのですけど。しかし、これは委員の皆様が合意していた

だかなければならないことですので、もしご自分の発言はチェックしたいということであれば、やはりそうするべきであろうと思いますが。

○**畠山委員** 基本的にはやっていただいても結構ですが、私の場合いつも議事録を見ると、話していたことがそのまま載っていて、話し言葉と文章言葉と随分ニュアンスが違っているみたいなことがあるんですね。その辺のところをきちんとやっていただけるなら結構ですが、録音テープをそのまま文章化してしまうと、話したことと何か感じが違うなということを感じておりましたので、自分で修正させていただきましたが、その辺をきちんとやっていただければ結構です。

○**始関こども企画課長** 事務局におきまして、私も特にそうなんですけど、活舌が悪くて内容がわからなかったりというところがありますので、その辺は事務局のほうでしっかり見させていただいて作成させていただければと思っております。

○**畠山委員** わかりました。

○**奥谷委員** 保護者だと、多分、自分の経験とかプライバシーにかかわるような部分が全部出てしまうと、発言しづらかったりします。そういうプライバシーの問題がどうなっているのか教えてもらってもいいですか。

○**始関こども企画課長** 当然のことながら、お名前が出てしまったりというところにつきましては、削除させていただいたり、「〇〇」というような表記を使わせていただいたりというのはさせていただければと思っております。

○**奥谷委員** よろしくをお願いします。

○**宮本会長** それでは、一任ということも決して大変いいことではないと思いますが、今、ご発言があったように、意味が通らない表現に関しては極力手を入れ、それでもはっきりしない場合にはご本人に確認させていただく。それから、プライバシーの問題に関しては、これは、市は十分にそのあたりは認識しておられるわけですので、間違いのないようにということで、議事録に関しては事務局と会長に一任していただくということでやってみようかと思いますが、それでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**宮本会長** ありがとうございます。

それでは、全ての議題が終わりましたが、全体を通して何かご発言ありますでしょうか。

○**畠山委員** 石井局長が最初に言われた、子どもルームとか里親とか、8つぐらいお話をされたと思いますが、ぜひ加えていただきたいのが発達障害、気になる子どもが非常に増えているんですね。私ども、お母さんに、これから療育センターなどに相談に行くといわれてから、大体3カ月か4カ月、下手したら5カ月くらいたないと子どもの相談に行けないようです。今年度の予算でも職員の人数を増やしていただいたと思うのですが、これに対する対応をこども未来局としてもぜひご検討いただけないかなと思います。

○宮本会長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題は以上でございます。長時間にわたり円滑な議事にご協力いただきまして、ありがとうございました。

では、事務局のほうにお返しいたします。

○鈴木こども企画課長補佐 ありがとうございます。次回の開催予定ですけれども、来年の3月ごろを予定しております。日程については改めて調整させていただきます。

それでは、以上をもちまして、平成27年第1回千葉市子ども・子育て会議を閉会いたします。長時間にわたり、まことにありがとうございました。